

# 区画整理NEWS

VOL.9  
2025.10  
神戸市発行

## 審議会委員の補欠選挙を行います

現在、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業では、皆さまのご理解とご協力をいただきながら、仮住居への移転・建物解体・宅地造成工事を進めているところです。

この度、区画整理審議会設立時に選挙にて選ばれた審議会委員の欠員の数が、施行規程で定める数を越えましたので、**補欠選挙**を行うことになりました。

本号では審議会委員の補欠選挙に関する日程等をご案内します。

特集

| 土地区画整理審議会委員の補欠選挙に関する日程 |

区画整理NEWSについて

区画整理NEWSでは、事業のスケジュールや進捗状況、各種手続き、補償内容や手順などについて順次ご案内する予定です。



## 土地区画整理審議会委員の補欠選挙

### 選挙期日及び選挙人名簿縦覧の公告

- ・ 10月21日に土地区画整理審議会の補欠選挙期日（投票日）の公告、同日に選挙人名簿の縦覧の公告を行いましたのでお知らせします。
- ・ ただし、審議会委員に立候補される方と、現在の委員の方を含め定数を超えない場合は、投票は行われません。

※選挙の有無については、表紙の神戸市HPにお知らせいたします。

○ 選挙期日（投票日） 令和8年1月18日（日）

時間と場所は、令和8年1月初旬に別途お知らせします。

○ 選挙人名簿縦覧 令和7年11月25日（火）から  
12月 8日（月）まで

#### 【縦覧の場所及び時間】

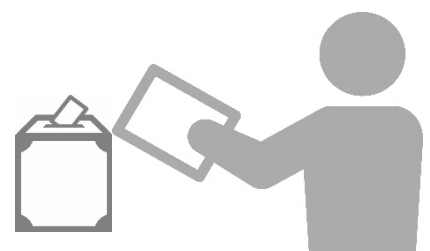
- (1)都市局工務課 中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階  
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日を除く)
- (2)北区役所地域協働課 北区鈴蘭台北町1丁目9-1 ベルスト鈴蘭台7階  
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日を除く)
- (3)鈴蘭台相談所 北区鈴蘭台北町1丁目9-1 ベルスト鈴蘭台5階  
午前9時30分から午後4時30分まで(土・日のみ)

### 審議会について

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 定 数  | 10名（権利者8名＋学識経験者2名）                                 |
| 選任方法 | 権 利 者：立候補<br>※定数を超える場合は選挙を行います。<br>学識経験者：神戸市長による選任 |
| 任 期  | 5 年（令和4年9月12日～令和9年9月11日）                           |

### 選挙権、被選挙権を有する方

- ・ 選挙人名簿の作成基準日（令和7年11月10日（月））時点で、事業区域内に土地をお持ちの方及び土地を借りておられる方（借地権を登記されている方、または神戸市に対して借地権申告の手続きを行い、受理された方）です。
- ・ 権利の申告や届出については、6ページをご確認ください。





## 選挙についてのQ&A (その1)

Q1 土地区画整理審議会の役割は。

A1 権利者の皆さんの意見をできるだけ事業に反映させるとともに、事業の公正を図るために、施行者である神戸市の求めに応じて、次のような役割を果たします。

- ① 仮換地の指定（宅地の配置換え）案などについて意見を述べること
- ② その他、土地区画整理法に定めることがらについて、同意したり意見をのべること

Q2 土地を共有していますが、共有者には全員選挙権があるのですか。

A2 いいえ、全員ではありません。共有者の中から代表者をお一人選んで代表者選任通知を提出してください。

Q3 土地の所有者が亡くなりましたが登記簿の名義は変えていません。  
選挙権を得ることができますか。

A3 神戸市に相続届等を提出すれば、選挙権を得ることができます。

Q4 法人名義の土地を所有していますが投票できますか。

A4 投票できます。

Q5 土地を個人で3筆所有しています。1筆のみ所有している人と選挙での差異はありますか。

A5 個人で土地を所有している場合は、所有数に関わらず投票権は1票となります。

Q6 賃貸住宅に住んでいますが選挙権・被選挙権はありますか。

A6 選挙権・被選挙権を有するのは、土地の所有者または、借地権を持っている方です。  
そのため、賃貸住宅にお住まいの方は、選挙権・被選挙権はありません。

Q7 選挙人名簿について教えてください。

A7 土地区画整理法に基づき、当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。選挙人名簿作成基準日（11月10日）において、施行地区内に宅地を所有する方及び宅地について借地権を有する方を対象に、名簿を作成します。



## 選挙についてのQ&A (その2)

Q 8 選挙人名簿の縦覧期間は、何ができるのですか。

A 8 縦覧期間中は、選挙人名簿に記載されたご自身の氏名、住所、性別及び生年月日を確認することができます。また本人情報との相違をご確認された場合に異議の申出書を神戸市に提出し、選挙人名簿を修正することができます。縦覧期間を過ぎますと修正ができず、本人情報に相違がある場合に当該選挙に参加できなくなりますので、ご注意ください。

Q 9 所有権又は借地権を共有しているが、共有者全員に選挙権はありますか。

A 9 全員にはありません。選挙日（1月18日）までに共有者の中から代表者を一人選んで、神戸市に「代表選任通知書」を提出していただければ、その代表が選挙することが可能です。なお12月26日までに提出していただければ、被選挙権も有することができます。

Q 10 所有権と借地権の両方をもっていますが、選挙権・被選挙権はどうなりますか。

A 10 それぞれの権利につき選挙権・被選挙権を有します。ただし立候補できるのは、宅地所有者若しくは借地権者のどちらか一方となります。

Q 11 選挙で選ばれる審議会委員のうち、宅地所有者と借地権者の割合はどうなりますか。

A 11 権利者（所有者及び借地権者）の中から選ばれる委員の数は8名となっており、その内訳は所有者及び借地権者のそれぞれの総数におおむね比例するように定めることになります。もし借地権者がいない場合は、所有者の中から8名が選ばれます。

Q 12 補欠選挙すべき委員の数は、何名ですか。

A 12 令和7年12月末に、別途公告します。

Q 13 補欠選挙によって選ばれた委員の任期は、いつまでになりますか。

A 13 補欠選挙によって選ばれた委員の任期は、前任者の残任期間となるため、令和9年9月11日までとなります。

## 土地区画整理審議会委員の補欠選挙に関する日程

- 審議会委員の補欠選挙に関する日程が決まりましたので、下記のとおり、審議会委員補欠選挙を行います。

|   | 事 項                                       | 期日・期間                   | 場所                                                                                                                                           | 概 要                                                                                               |
|---|-------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 選挙期日の公告                                   | 10月21日(火)               | 神戸市HP                                                                                                                                        | 選挙期日(投票日)及び選挙人名簿縦覧日の公告を行いました。                                                                     |
| ② | 選挙人名簿縦覧日の公告                               |                         |                                                                                                                                              |                                                                                                   |
| ③ | 選挙人名簿作成基準日                                | 11月10日(月)               | —                                                                                                                                            | 地区内の宅地について基準日現在、登記のある土地所有者及び登記又は申告された借地権者の方々が選挙人名簿に記載されます。選挙人名簿に記載された方々だけが、選挙権及び被選挙権を行使することができます。 |
| ④ | 選挙人名簿縦覧期間及び異議申し出期間                        | 11月25日(火)～12月8日(月)      | (1)都市局工務課<br>(中央区浜辺通2-1-30<br>三宮国際ビル8階)<br><br>(2) 北区役所地域協働課<br>(北区鈴蘭台北町1-9-1<br>ベルスト鈴蘭台7階)<br><br>(3) 鈴蘭台相談所<br>(北区鈴蘭台北町1-9-1<br>ベルスト鈴蘭台5階) | 選挙人名簿の縦覧を行います。(土日は、鈴蘭台相談所のみ行います)この期間中は、選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合、権利者からの異議申し出を受付けます。                      |
| ⑤ | 選挙人名簿の確定及び選挙する委員数の公告                      | 12月16日(火)               | 神戸市HP                                                                                                                                        | 選挙人名簿の確定、土地所有者と借地権者別に選挙する委員の数を公告します。                                                              |
| ⑥ | 立候補受付期間                                   | 12月16日(火)～<br>12月26日(金) | 都市局工務課                                                                                                                                       | 審議会委員に立候補される方は「立候補届」を、他の権利者を立候補に推薦される方は「立候補推薦届」と「立候補承諾書」を、神戸市長宛に提出して下さい。                          |
| ⑦ | 候補者の氏名・住所並びに選挙場等の公告<br>(投票を行わない場合はその旨の公告) | 1月6日(火)                 | 神戸市HP                                                                                                                                        | 候補者の氏名、住所、選挙場所及び投票時間と開票日時を公告します。<br>(立候補された数が、定数内の場合、投票が行われません)                                   |
| ⑧ | 投票・開票の日時・場所                               | 1月18日(日)                | 未定<br>(後日お知らせします)                                                                                                                            | 投票時間は未定です。<br>(後日お知らせします)                                                                         |
| ⑨ | 当選人の住所・氏名の公告、通知                           | 1月中旬～下旬                 | 神戸市HP                                                                                                                                        | 当選の効力は公告があった日から生じます。                                                                              |



## 選挙に関する各種申告・届出のお知らせ

- ・ 下記に当てはまる場合は、審議会委員の選挙において、選挙権・被選挙権を得るために、所定の申告・届出が必要になります。

|   | 項 目                                              | 説 明                                                                                                     | 手続き書類等  |
|---|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ① | 土地を共有している場合・<br>共同で借地*をしている場合<br>*③による申告手続きが必要です | 選挙において、土地の共有者または共同借地権者は、原則として1つの土地所有者または1つの借地権者として取扱います。<br>そのため、代表者を1人選任し、神戸市に代表者選任通知を提出していただく必要があります。 | 代表者選任通知 |
| ② | 所有者が死亡したが登記<br>を変更していない場合                        | 神戸市に相続届を提出していただく必要があります。<br>相続人が2人以上の場合は、代表者選任通知と併せて提出してください。                                           | 相続届     |

※審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得るために、①・②の手続きが必要な方には、神戸市より別途ご案内を送付します。

|   | 項 目              | 申告手続き        |                                                                      |
|---|------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| ③ | 借地しているが登記していない場合 | 申告時期         | 今年度予定している審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得る場合は令和7年11月6日(木)までに申告が必要です。              |
|   |                  | 必要書類         | ・ 借地権申告書<br>土地所有者の方と申告者の方の自署による記名が必要<br>・ 本人確認書類の写し<br>土地所有者の方と申告者の方 |
|   |                  | 必要書類<br>配布場所 | 神戸市ホームページ または 神戸市都市局工務課                                              |
|   |                  | 提出場所         | 神戸市都市局工務課                                                            |

区画整理NEWS  
に関する  
お問い合わせ

神戸市都市局工務課整備係

(〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階)

☎ : 078-595-6766    ✉ : suzurandai\_kanchi@city.kobe.lg.jp